

指定希少野生動植物の指定（案）

-1-

条例の目的（抜粋）

第1条

この条例は、野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることにかんがみ、**県内に生息し又は生育する希少な野生動植物の保護を図ることにより良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。**

-2-

条例の目的（抜粋）

第9条

知事は、県内に生息し又は生育する希少野生動植物であって、特に保護を図る必要があると認めるものを**指定希少野生動植物**として指定することができる。

2 略。

3 知事は、前2項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、**審議会**の意見を聴かなければならない。

後略。

-3-

県希少野生動植物保護基本方針（抜粋）

第2 指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項

1 指定希少野生動植物

(1) 指定希少野生動植物については、県内に生息し、又は生育する**絶滅のおそれのある野生動植物で、次のいずれかに該当するものの中から選定する。**

ア 既に個体数が著しく少なく、その存続に支障を来しているもの

イ 個体数が著しく減少しつつあり、その存続に支障を来すおそれがあるもの

ウ 生息地等が減少しつつあり、その存続に支障を来すおそれがあるもの

エ 生息・生育環境が著しく悪化しつつあり、その存続に支障を来すおそれがあるもの

オ 生息地等における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来すおそれがあるもの

-4-

県希少野生動植物保護基本方針（抜粋）

- (2) 指定希少野生動植物は、規制措置により効果的に保護対策が図られる野生動植物の中から選定することとする。
後略。
- (3) 指定希少野生動植物の選定に当たっては、保護対策が効果的に図られるよう、商取引の対象として採取・捕獲されやすい動植物であること、種名が確立した動植物であること、専門家でなくても判別が可能な動植物であること等を考慮する。また、種類としての識別が容易な大きさ又は形態を有する動植物を指定することとする。

-5-

鹿児島県指定希少種一覧（動物14種）

番号	分類	種名（和名）	科名	指定日	環境省 レッドリスト2020	鹿児島県 レッドデータブック
1	爬虫類	オキナワトカゲ	トカゲ科	R元年5月17日	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
2	〃	バーバートカゲ	〃	〃	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
3	両生類	ベッコウサンショウウオ	サンショウウオ科	H16年3月2日	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
4	魚類	リュウキュウアユ	アユ科	〃	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅰ類
5	〃	タナゴモドキ	カワアナゴ科	〃	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅰ類
6	〃	タメトモハゼ	〃	〃	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅰ類
7	〃	キバラヨシノポリ	ハゼ科	〃	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類
8	貝類	シマカノコガイ	アマオブネガイ科	〃	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
9	〃	ヤエヤマヒルギシジミ	シジミ科	〃	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類
10	〃	クサカキノミギセル	キセルガイ科	〃	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
11	〃	ハジメテビロウドマイマイ	ナンバンマイマイ科	〃	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
12	〃	ウジグントウマイマイ	オナジマイマイ科	〃	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
13	〃	ムラクモカノコガイ	アマオブネガイ科	H30年6月19日	—	絶滅危惧Ⅰ類
14	十脚甲殻類	サキシマヌマエビ	ヌマエビ科	H18年11月17日	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類

環境省カテゴリー

CR／絶滅危惧ⅠA類：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

EN／絶滅危惧ⅠB類：ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高いもの

VU／絶滅危惧Ⅱ類：絶滅の危険が増大している種

NT／準絶滅危惧：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては、「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

鹿児島県カテゴリー

絶滅危惧Ⅰ類：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、県内において近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種

絶滅危惧Ⅱ類：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、県内において近い「絶滅危惧Ⅰ」のランクに移行することが確実と考えられる種

-6-

鹿児島県指定希少種一覧（植物 31種）

番号	分類	種名(和名)	科名	指定日	環境省 レッドリスト2020	鹿児島県 レッドデータブック
1	植物	ハツシマカンアオイ	ウマノスズクサ科	H16年3月2日	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類
2	"	ヤクシマアオイ	"	"	—	絶滅危惧Ⅱ類
3	"	ミチノクフクジュソウ	キンポウゲ科	"	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
4	"	イワザクラ	サクラソウ科	R2年12月24日	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅰ類
5	"	ハヤトミツバツツジ	ツツジ科	H16年3月2日	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅰ類
6	"	シシンラン	イワタバコ科	"	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類
7	"	ヒナラン	ラン科	"	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅰ類
8	"	サツマチドリ	"	"	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅰ類
9	"	キリシマエビネ	"	"	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅰ類
10	"	レンギョウエビネ	"	"	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類
11	"	オナガエビネ	"	"	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類
12	"	サクラジマエビネ	"	"	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅰ類
13	"	ヘツカラン	"	"	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅰ類
14	"	サギソウ	"	"	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅰ類
15	"	ウチョウラン	"	"	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類
16	"	ガンゼキラン	"	"	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類

※朱書きは今年度指定種（前回諮問）

-7-

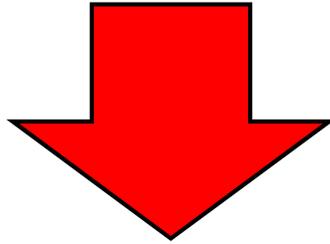
鹿児島県指定希少種一覧（植物 31種）

番号	分類	種名(和名)	科名	指定日	環境省 レッドリスト2020	鹿児島県 レッドデータブック
17	"	ミヤビカンアオイ	ウマノスズクサ科	H16年4月23日	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅰ類
18	"	アマミアセビ	ツツジ科	"	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅰ類
19	"	アマミセイシカ	"	"	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅰ類
20	"	テンノウメ	バラ科	"	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
21	"	ウケユリ	ユリ科	"	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅰ類
22	"	クスクスラン	ラン科	"	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅰ類
23	"	シコウラン	"	"	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅰ類
24	"	アマミエビネ	"	"	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅰ類
25	"	カンラン	"	"	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅰ類
26	"	フウラン	"	"	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類
27	"	カクチョウラン	"	"	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類
28	"	ナゴラン	"	"	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅰ類
29	"	トキソウ	"	R元年5月17日	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅰ類
30	"	アキザキナギラン	"	R2年12月24日	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅰ類
31	"	クマガイソウ	"	R2年12月24日	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類

-8-

<指定候補種（案）選定までの流れ>

事務局案の作成（一次選定）



検討委員会（二次選定）

※ 希少野生動植物保護対策検討委員会は、外部専門家委員8名・オブザーバー2名により組織

-9-

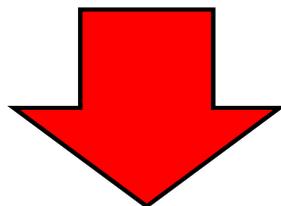
<選定に当たっての考え方>

- **鹿児島県レッドデータブックにおける絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類の中から選定する。**
- **その内、国，県，市町村で既に指定済みの種を除く。**
- **県希少野生動植物保護基本方針等に則り，選定する。**
- **その他，専門家の助言・推薦により必要と認められる種を選定する。**

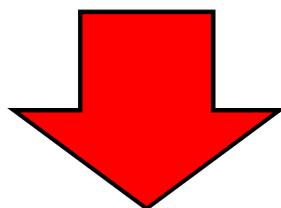
-10-

＜一次選定による絞り込み＞

県RDB絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類 (1,435種)



国，県，市町村で指定済みの種を除外 (1,305種)



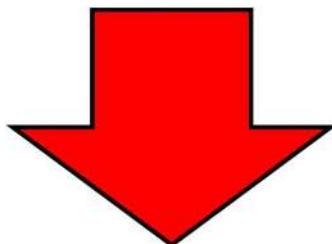
県希少野生動植物保護基本方針等に則り，選定 (223種)

-11-

＜二次選定による絞り込み＞

事務局が絞り込みを行った223種（動物144種，植物79種）を元に，各委員より候補種の推薦

本年度指定する候補種の検討 (5種)



指定候補種の決定 (委員会決議)

-12-

種の選定方法と指定案

鹿児島県希少野生動植物保護対策検討委員会において、指定希少野生動植物の追加指定種案を鹿児島県希少野生動植物保護基本方針等に基づき検討した結果、「イワギリソウ」、「ヤマシャクヤク」、「サルメンエビネ」、「ヤシガニ」、「リュウキュウサワガニ」の5種を選定することを決定した。

科名	和名	学名	県RL	環境省RL
イワタバコ科	イワギリソウ	<i>Opithandra primuloides</i>	危惧I	危惧II
ボタン科	ヤマシャクヤク	<i>Paeonia japonica</i>	危惧I	準危惧
ラン科	サルメンエビネ	<i>Calanthe tricarinata</i>	危惧I	危惧II
オカヤドカリ科	ヤシガニ	<i>Birgus latro</i>	危惧I	危惧II
サワガニ科	リュウキュウサワガニ	<i>Geothelphusa obtusipes</i>	危惧I	準危惧

-13-

イワギリソウ



※画像提供：片野田 逸郎氏

-14-

イワギリソウ

分類群	維管束植物	科名	イワタバコ科
和名	イワギリソウ		
学名	<i>Opithandra primuloides</i>		
カテゴリー	鹿児島県	絶滅危惧Ⅰ類	
	環境省	絶滅危惧Ⅱ類	
基礎情報	<p>陰地の岩壁に着生する多年草。茎は短く葉が束生する。葉柄は長さ3～10cm。葉身は長さ3～15cm，幅2～10cm，有毛。花茎は長さ10～20cm。苞は長さ3～6mm。花柄は長さ2～4cm。萼は長さ5～6mm。花期は5～6月，花冠は紅紫色，長さ約2cm，外面に軟毛があり，裂片は長楕円形で，長さ6～7mm。花柱は1mm。朔果は長さ2.5～4.5cm，幅3～4mm。染色体数は$2n=34$。</p> <p>本州（近畿以西）～九州に分布する。2017年環境省レッドリストでは絶滅危惧Ⅱ類（VU）に指定されている。白い軟毛のある葉の形や花の形が，キリを思わせるので<岩桐草>の和名がある。</p>		
分布域	内	磯間嶽，野間岳	
	外	本州（近畿以西）～九州	
生息状況	県内の生息地が限定されており，過度の採取により絶滅の恐れがある。		
備考	園芸用の採取が減少の主要因とされる。 大分県が県希少種条例により保護している。		

※解説出典：鹿児島県レッドデータブック2016
改訂新版 日本の野生植物 5（2017年）平凡社
環境省レッドデータブック2014

-15-

ヤマシャクヤク



※画像提供：片野田 逸郎氏

-16-

ヤマシャクヤク

分類群	維管束植物	科名	ボタン科
和名	ヤマシャクヤク		
学名	<i>Paeonia japonica</i>		
カテゴリー	鹿児島県 絶滅危惧I類 環境省 準絶滅危惧種		
基礎情報	<p>夏緑広葉樹林の林床に生える多年草。根茎は丈夫で経1cmになり、水平に伸びる。茎は高さ30～50cm、無毛。基部は楕円形で鞘状、膜質の鱗片がある。中部の茎葉は2～3個、2回3出複葉葉身は長さ3～15cm、幅2～10cm、有毛。花茎は長さ10～20cm。苞は長さ3～6mm。花柄は長さ2～4cm。萼は長さ5～6mm。花期は5～6月。花は茎頂に単生し、経(4～)6～10cm、白色、直立し、半開する。萼片は3(～5)個、広卵形～広楕円形、長さ1～2cm、淡緑色、果期に反曲する。花弁は6(～9)個、倒卵形、長さ3.5～5.5cm、幅2～4cm、芳香がある。雄蕊は長さ1～1.5cm、葯は狭楕円形、長さ5～8mm、花糸は長さ6～8mm、白色。雌蕊は2～3、無毛。柱頭はゆるやかにまたは強く反曲し、赤紫色を帯びる袋果は楕円状倒卵形、長さ2.5～4cm、斜開して上半部は内曲し、稔性のある種子は球形、長さ6～7mm、黒色。</p> <p>北海道・本州・四国・九州に分布する日本固有種。石灰岩地に好んで生える傾向がある、和名は漢方薬のシャクヤク(芍薬)に姿形が似て、山に自生することによる。</p> <p>葉が有毛のものをクヤマシャクヤク<i>f. hirsuta</i> H. Haraとして区別することもある。朝鮮半島産の植物は、葉が白色で葉が無毛のため本種とされることがあるが、茎葉の頂小葉の先端が鋭形となる倒卵形で、雌蕊の柱頭が強く反曲する点でベニバナヤマシャクヤクに当たる。</p>		
分布域	内 伊佐市(大口の県境)		
	外 北海道, 本州, 四国, 九州		
生息状況	県内の生息地が限定され、狭い範囲に群生し、過度の採取により絶滅する恐れがある。		
備考	大分県が県希少種条例により保護している。また、近縁種のベニバナヤマシャクヤクは宮崎県の条例指定種。		

※解説出典：鹿児島県レッドデータブック2016
"改訂新版 日本の野生植物 2 (2016年) 平凡社"

サルメンエビネ



※画像提供：片野田 逸郎氏

サルメンエビネ

分類群	維管束植物	科名	ラン科
和名	サルメンエビネ		
学名	<i>Calanthe tricarinata</i>		
カテゴリ	鹿児島県 絶滅危惧Ⅰ類		
	環境省 絶滅危惧Ⅱ類		
基礎情報	冷温帯の落葉樹林下に生える。球茎は球状。 葉は3～4個、倒卵状狭長楕円形、無毛、急鋭尖頭、長さ15～25cm、幅6～8cm。花茎は高さ30～50cmになり、花序、子房ともに短毛がある。花は4～5月、7～15花を総状にまばらにつける。苞は細長い三角形、長さ5～8mm、鋭尖頭。萼片、側花弁ともに黄緑色。萼片は狭長楕円形、長さ20～25mm、幅7～15mm、鋭頭。側花弁は広頭披針形、萼片より少し小さく、鋭頭。唇弁は紫褐色～紅褐色、萼片と同長で3裂する。側裂片は小さく、中裂片は大きくてほぼ四角形、先端の縁に髭があり、中央に3条のとさか状突起がある。 北海道～九州、朝鮮半島・台湾・中国～ヒマラヤに分布する。和名は<猿面海老根>で、唇弁が赤みをおびてしわが寄っているのを猿の顔に見立てたもの。		
	分布域	内	熊本県県境、霧島山、高隈山に極稀産。
	外	北海道～九州	
生育状況	県内の生育地が限定されており、生育環境の悪化や過度の採取により絶滅の恐れがある。		
備考	園芸用の採取が減少の主要因とされる。 宮崎県が県希少種条例により保護している。		

※解説出典：鹿児島県レッドデータブック2016
"改訂新版 日本の野生植物 1 (2015年) 平凡社"
環境省レッドデータブック2014

-19-

ヤシガニ



※画像提供：鈴木 廣志氏

-20-

ヤシガニ

分類	群	エビ目	科	名	オカヤドカリ科
和名	名	ヤシガニ			
学名	名	<i>Birgus latro</i>			
カテゴリー	鹿児島県	絶滅危惧Ⅰ類			
	環境省	絶滅危惧Ⅱ類			
基礎情報	鹿児島県が分布北限。分布域は広いが各生息地域で食用とされ、近年の海岸護岸工事により生息地と繁殖地が遮断され、生息数の減少を招いている。県内では近年本種の目撃例が激減している。				
	甲長120mmになる大型種。甲はよく石灰化しハート形をし、ハサミ脚は左側が常に大きい。生時の体色は、青みをおびた紫色と、赤みをおびた紫色がある。繁殖期は夏季で、メガロパ幼生になると、宿貝を探して、寄居することが報告されている。				
	海岸に近い陸上部に生息。昼間はアダン林などの根本の穴に潜み、日没後これらの隠れ場から這い出してくる。				
	食用のための乱獲ならびに海岸線の護岸工事による生息域と繁殖地との分断などにより、生息密度は極めて低くなっている。				
分布域	県内	小宝島、奄美大島、徳之島等			
	県外	東京都（小笠原諸島）、沖縄県			
生育状況	護岸の建設による海域と陸域の分断が本種の新規加入を阻害し、鹿児島県内における絶滅の恐れがある。				
備考	脚を広げた幅が1m、重さは4～6kgに達するという世界最大の陸生甲殻類であり、その成長速度は非常に遅く体重およそ1kgになるのに15年程かかるとされている。沖縄県内多良間村や宮古島市はヤシガニ保護条例を制定し、本種の保護を図っている。				

※解説出典：鹿児島県レッドデータブック2016
 “改訂新版 日本の野生植物 1（2015年）平凡社”
 環境省レッドデータブック2014

リュウキュウサワガニ



※画像提供：鈴木 廣志氏

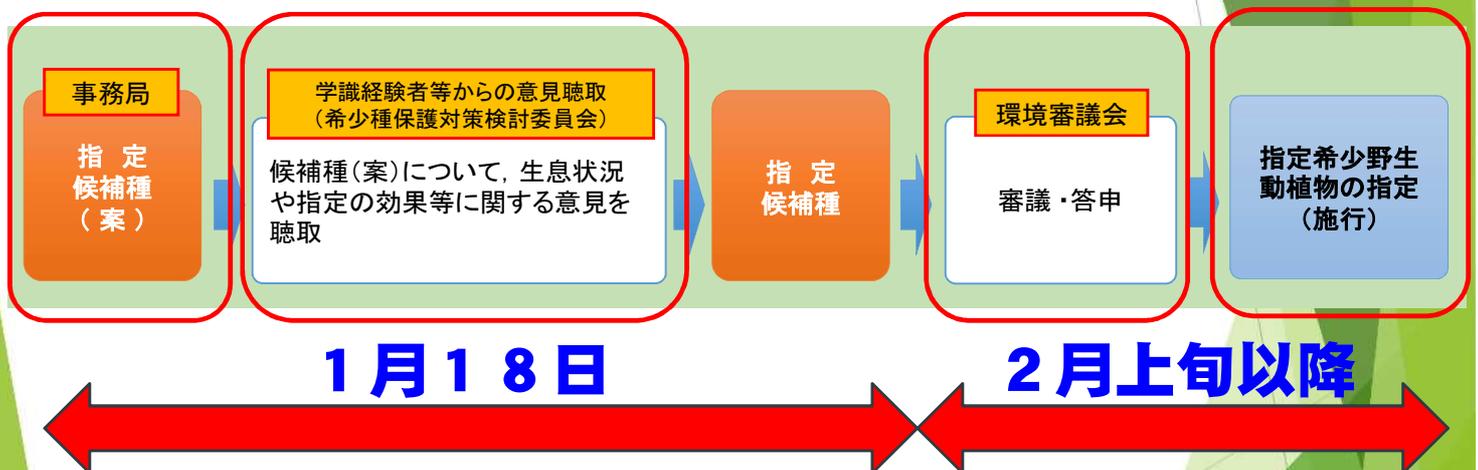
リュウキュウサワガニ

分類群	エビ目	科名	サワガニ科
和名	リュウキュウサワガニ		
学名	<i>Geothelphusa obtusipes</i>		
カテゴリー	鹿児島県 絶滅危惧Ⅰ類 環境省 準絶滅危惧種		
基礎情報	奄美諸島に固有の種で、河川改修工事や自然災害（土砂崩れ）などにより、生息環境が減少し、最近の調査で生息域並びに生息密度が大幅に減少した。 甲幅20mm前後で、サワガニよりも小型の種類で、甲の中心部以外の背面には顆粒やしわがある。ハサミ脚の腕節と掌節の上面には小さくて短い棘が散在する。夏季が主たる繁殖時期で、直達発生により、稚ガニで孵化する。 河川上流域や渓流域に生息し、水中の石の下や河床に穴を掘って棲んでいる。陸上に出ることは極めて少ない。生息地域が減少し、各地域での生息密度は極めて低い。		
分布域	内	奄美大島，徳之島	
	外	なし	
生育状況	奄美大島及び徳之島の固有種で、河川改修工事等による生息環境の減少などにより、その生息数が極めて減少している。		
備考	淡水サワガニ類はアクアリウムなどで飼育する愛好家が一定数おり、インターネット上で、近縁種の商取引が確認されている。 愛好家による捕獲圧も個体数の少ないサワガニ類にとって脅威となっている。 沖縄県の島嶼部固有のサワガニ類は複数種が種の保存法や沖縄県希少種条例により保護されている。 同属のミシマサワガニは県天然記念物に指定されている。		

※解説出典：鹿児島県レッドデータブック2016
環境省レッドデータブック2014

-23-

<指定までの流れ>



-24-

指定により生じる効力（例）

(1) 個体所持者等の義務

- ・ 個体の所有者及び占有者の適切な個体の取扱いの義務（条例第10条第1項）
- ・ **知事の許可を受けていない捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」）の禁止（条例第11条第1項）**
- ・ 捕獲等の許可を受けた者に対する措置命令（条例第13条）
- ・ 違反した場合、最高で1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の罰則規定あり（条例 第32条～第35条）

(2) 捕獲等の許可

学術研究、繁殖、教育など指定種の保護に資すると認められる目的で捕獲等をする場合は、知事の許可を受けて行うことができる（条例第12条）。

今後のスケジュール（案）

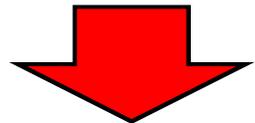
希少種保護対策検討委員会の決議（1月18日）



環境審議会 自然環境部会（2月8日）



環境審議会からの答申



● **指定希少野生動植物の指定（案）の告示**



● **指定希少野生動植物の指定告示**